

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
いまがわみねこ 今川峰子				学識経験者 (大学教授)	再
しみずひろし 志水 廣				学識経験者 (大学教授)	再
こばやしのりゆき 小林 敬幸				学識経験者 (大学准教授)	再
えきまきあつこ 江崎 教子				その他教育委員会が認めた者 (元尾西市教育委員)	再
たんげたまみ 丹下多榮美				その他教育委員会が認めた者 (元木曾川町教育委員)	再
にわあきお 丹羽明男				教育関係者 (一宮市小中学校校長会長)	新
いだよしひこ 井田吉彦				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会会長)	再
あきのりみこ 前田友見子				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会副会長)	新
あおきとしのり 青木俊憲				その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せまぐちけいこ 関口恵子				教育関係者 (一宮市注産スクールカウンセラー)	再
かんだかずひこ 神田和彦				教育関係者 (自立支援指導員)	再
よしだともよ 吉田知世				その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	再
あんのりょうた 阿武良太				その他教育委員会が認めた者 (前一宮市新成人代表)	新
くまざわひろし 熊沢裕司				一宮市企画部長	新
ながのくみこ 長野久美子				一宮市福祉こども部長	再

2. 委嘱期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第36号議案

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について

一宮市子どもの安全推進委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市の子どもの安全教育のあり方について提言を受けるため、一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

1 平成26年度 一宮市子どもの安全推進委員会委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
三 笠 龍 成				医療関係者 (一宮市民病院小児科部長)	再
野 村 直 孝				医療関係者 (一宮市学校保健会副会長)	再
後 藤 眞				医療関係者 (一宮市学校保健会学校医部会長)	再
浅 野 勝 信				関係行政担当者 (一宮保健所次長)	再
蘭 口 憲 子				医療関係者 (一宮市スクールカウンセラー)	再
浜 口 幸 久				関係行政担当者 (一宮市消防署救急救命士)	再
大 塚 慶 治				その他教育委員会が認めた者 (一宮市小中学校PTA連絡協議会会長)	新
長 橋 いづみ				その他教育委員会が認めた者 (一宮市保育園保護者代表)	新
丹 羽 萌 勇				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校校長会長)	新
土 屋 しのぶ				学校・保育園関係者 (一宮市保育園長代表)	新
小 沢 秀 彦				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校安全教育担当校長)	新
太 田 宣 宏				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校教諭代表)	再
安 井 眞 弓				学校・保育園関係者 (一宮市小中学校養護教諭代表)	再

2 委嘱期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

一宮市子どもの安全推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 安全・安心のまちづくりの一環として、これからの子どもの安全教育のあり方を考えるため、一宮市子どもの安全推進委員会（以下「推進委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について提言する。

- (1) 子どもの安全教育に関する事
- (2) 重大事故防止に関する事
- (3) 子どもの事故検討委員会（仮称）を招集する事
- (4) その他、委員長が必要と定めた事項に関する事

(委員)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学校・保育園関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、教育委員会が招集する。

- 2 推進委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、委員長の承認により、代理者の出席をもって充てることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会教育文化部学校教育課において処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について

一宮市社会教育委員の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会役員就任のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 解嘱該当者

(解嘱日 平成26年5月31日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
あさひ 浅井 ますみ				一宮市小中学校 PTA 連絡協議 会母親代表会役員退任のため

2. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
やまかわ 山川 みさお 三三緒				一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表 会役員就任のため	新

3. 委嘱（任命）期間

平成26年6月1日から平成28年3月31日

*一宮市社会教育委員の定数等に関する条例第4条の規定に基づく前任者の
の残任期間

一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について

一宮市公民館長の解嘱並びに委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

公民館長辞職のため一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市神山公民館長 解嘱該当者

(解嘱日 平成26年4月18日)

氏名	性別	生年月日	住所	備考
すぎやま かつじ 杉山 勝治				平成26年4月18日付での 辞任届けが提出されたため

2. 一宮市神山公民館長 委嘱該当者

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
ごとう やすお 後藤 恭男				神山連区連区長より 推薦	新

3. 委嘱期間

平成26年5月16日から平成27年3月31日

一宮市公民館設置及び管理に関する条例第2条の規定に基づく前任者の残任期間

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員を委嘱するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者選定委員会委員 委嘱候補者
(アイプラザ一宮)

氏名	性別	生年月日	住所	備考	新任 再任
なかの かずお 中野 和雄				一宮市教育長	新
よしかわ ひろゆき 吉川 宏之				一宮市博物館長	新
いとう てつ 伊藤 哲				公認会計士	新
うつき やすし 宇都木 寧				弁護士	新
にしむら しま 西村 志磨				修文大学 短期大学部准教授	新

2. 委嘱期間

平成26年5月15日から指定管理者の指定を行うまで。

一宮市教育委員会指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設の指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、一宮市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する委員5名をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 教育文化部長
- (4) 次長相当職の市の職員
- (5) 公認会計士
- (6) 学識経験者

2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、公の施設のうち、指定管理者制度を導入する施設の指定を行うまでの期間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、公開しないものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならな

い。また、委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、委員が関与した団体を選考対象外とする。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、教育委員会及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(選定基準)

第7条 委員会は、候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること。
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

(選定結果の公表等)

第8条 委員会における選定の経過及び結果は、教育委員会が指定管理者を選定した後、公表する。ただし、委員会は、選定の過程及び結果について、公表することが必要であると判断したときは、公表する事項、時期などを決定し、公表することができる。

2 委員会は、候補者の選定過程に係る公正性及び透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

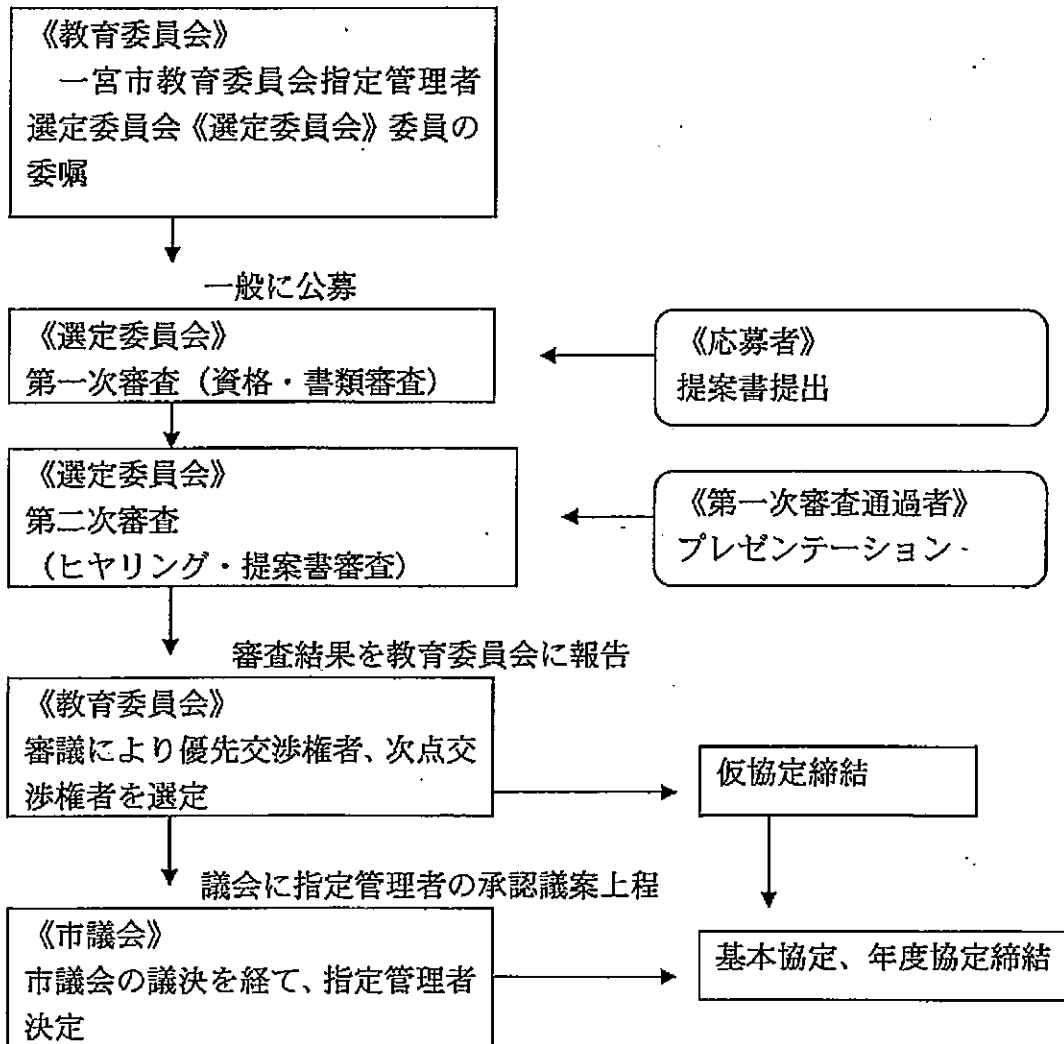
付 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

参考



一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成26年5月15日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
ア 市内の教育関係団体
イ 報道機関（新聞社又は放送局）
ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

※公共的団体のとらえ方…地方自治法第157条の公共的団体等と同義

(例) 文化協会、体育協会、社会福祉協議会など

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
11	志水塾一宮 代表者 きかい なおき 酒井 直樹	授業力アップセミナー in一宮2014	・算数・数学の授業力アップを図る。 ・愛知教育大学教職大学院教授 志水廣 氏の講演 ・〇付け法の活用法 復唱法のスキルアップ、適用問題定着法の使い方。 ・授業作り実習	8月30日(土)	尾西グリーン プラザ	有料 4000円	(6)
12	尾西信用金庫 業務推進部長 たかま せきみ 高間 正道	夏休み特別企画 一宮 市内小学校対抗囲碁大会	・地元の小学生を対象に「囲碁の普及」による学力の向上、礼儀を身に付けることをテーマにした囲碁大会の開催 ・参加人数 50名予定	8月3日(日) 8月10日(日)	尾西信用金庫 事務センター ビル2階 コ ミュニティホ ール	無料	(7)
13	特定非営利活動法 人メタセコイアの森 の仲間たち 代表理事 まごみ けんた 真膳 健太	清流王国郡上・夏休み こどもキャンプ	・郡上の自然の中、都市と郡上の子どもが一緒に集団キャンプを行うことで見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳などの望ましい体験を積む。 ・川遊び、魚釣り、アウトドアクッキング、ドラム缶風呂など子どもが主体になり何をするかを考える。 ・2泊3日または3泊4日 ・東海地方在住の小学校1年生から小学校6年生 200名	・7月19日(土) ～7月21日 (祝・月) ・7月23日(水) ～7月25日(金) ・7月27日(日) ～7月29日(火) ・8月5日(火) ～8月8日(金) ・8月10日(日) ～8月13日(水) ・8月14日(木) ～8月16日(土) ・8月18日(月) ～8月20日(水) ・8月22日(金) ～8月24日(日) ・8月25日(月) ～8月27日(水) ・8月28日(木) ～8月30日(土)	しらお自然学 校(岐阜県郡 上市白鳥町六 ノ里)	有料 2泊3日 26,800円 3泊4日 32,800円	(4) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
14	愛知県食品衛生協会 一宮支部 支部長 則竹 伸也	「食中毒予防啓発標 語・うちの区案」募集 ・優秀作品表彰	・食中毒予防の啓発事 業を通して、地域の 食育の一端を担う。 ・参加者 市内19中学校の生徒 1000名	募集 7月20日(日)～ 8月31日(日) 優秀作品表彰 10月頃	各中学校	無料	(3) (6)
15	一宮交通モニター会 会長 井田 吉彦	交通安全 ～生徒たちの命を守る ～ 市民公開対話集会	・10月の中学校生徒の衣 替えの時期、識別の難し くなる時間帯での下校 時の交通事故抑止の方 策についての市民公開 対話集会の開催 ・参加者 後援者・協力者、小中 学校関係者(保護者、 先生等)、地域住民 報道関係者	第2回 6月15日(日) 第3回 9月中旬の日曜 日	一宮市立南部 中学校 屋内運動場	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
13	一宮北モラロジー事務所 たかま かおる 高間 薫	ニューモラル講演会	テーマ「今本当に大切なこと」 講師 宮田敏子氏	6月28日(土)	尾関公民館	有料 200円	(6)
14	NPO法人 響愛学園 理事長 こじま まりこ 児島 真里子	響愛学園マーシーアート一周年記念展覧会「はじめのいっぽ」	障害のある方による療育のための美術造形作品の展覧会	8月20日(水) ～ 8月24日(日)	一宮市三岸節子記念美術館	無料	(4)
15	ジョイクラブ 代表 ほんだ ゆうこ 本田 裕子 主催 ジョイクラブ、 一般社団法人ミロス 子育てクラブクリスタルハーモニー	子育て&コミュニケーション講座&絵本ワークショップ	子育て・人間関係に悩んでいる方を対象とする講座と絵本ワークショップ	6月9日(月)	ビル 大会議室	有料 3,000円	(4)
16	家庭倫理の会一宮市 会長 おおはし やすこ 大橋 ヤスコ	わくわく子育てセミナー	和やかな家庭づくりをめざすセミナー テーマ:愛を伝える子育てー親子の絆を深めようー	6月21日(土)	ファッションデザインセンター2階	有料 200円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
8	社会福祉法人一宮 市社会福祉協議会 会長 <small>かわむらまさお</small> 河村正夫	平成 26 年度一宮市 障害者スポーツ大会	スポーツを通じて障害 者が体力の維持、増強 に努めてきた成果を発 揮しあい、お互いを理 解し、明朗活潑な生活 と強靱精神を養い、健 常者とともに楽しい社 会生活を営むことを目 的とする。	7月6日(日)	一宮市木曾川 体育館	無料	(3) (6)
9	愛知県バドミント ン協会 会長 <small>すんせいかほるあき</small> 末岡照章 主催 公益財団法人日本 バドミントン協会 全日本学生バドミ ントン連盟	秩父宮・秩父宮妃杯 争奪第65回全日本 学生バドミントン選 手権大会	一般大学生によるバド ミントン競技6種目 (男・女団体戦、男・ 女単、男・女複)のト ーナメント戦	10月24日(金)～ 30日(木)	一宮市総合体 育館	団体戦： 1チーム 20,000円、 個人戦：単 1人3,000 円、複1組 6,000円	(4)
10	愛知ユースホステ ル協会 会長 <small>よこいさつお</small> 横井満夫	2014年ユースホス テル協会夏休み体験 教室	親元を離れて団体生活 をすることにより、自 主性と責任ある態度と 思いやりの心を養う。 団体生活を通して学校 や家庭とは異なった体 験に積極的に係るなか で自然とのふれあいの すばらしさや豊かな心 を育み、力強く生きる 力を身に付けることを 目的とする。	7月27日(日) ～8月25日(月)	①東京都 千葉 県 ②東京都 千葉 県 ③和歌山県 ④岩手県 ⑤沖縄県	小学3年 生～6年生 の男・女 ①58,800 円～ 59,800円 ②49,800 円 ③57,800 円 ④81,500 円 ⑤112,800 円	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
11	愛知県一宮総合運 動場 場長 <small>ながいしげと</small> 永井成人 主催 公益財団法人愛知 県教育・スポーツ 振興団	平成26年度愛知県 一宮総合運動場ちび っこ水泳教室	小学生を対象とし、水 泳に親しむことによ り、基本的な泳法を身 につけ、愛好者を増や し、かつ体力の向上を 図る。	<5日間> 7月21日(祝・月) ~7月25日(金) 7月28日(月) ~8月1日(金) 8月4日(月) ~8月8日(金)	愛知県一宮総 合運動場 水 泳施設(屋外プ ール)	1人3,500 円	(4) (6)